

平成29年5月16日提出

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部改正について

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成24年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の2並びに教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2及び同法第25条の3の規定の趣旨に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教諭等の取扱いについて」を「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第25条第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定の手續等に関し」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1項中「、「教諭等」を「教員」に、「が任命する」を「の任命に係る」に、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)を除く。)及び講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く)」を「及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、第5条第1項の認定に係る教員をいう。

第2条第3項中「教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する研修」を「法第25条第1項に規定する指導改善研修」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

(申請)

第3条 市立学校(本市が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。)の校長(園長を含む。以下同じ。)は、当該市立学校の教員が、精神疾患その他の疾病以外の理由により、第5条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当すると判断したときは、委員会に対し、同項の認定に係る申請をするものとする。

(事実の確認)

第4条 委員会は、前条の申請があったときは、当該申請をした校長に必要な資料を提出させ、若しくは報告を求め、当該校長、当該申請に係る教員その他の関係者の意見を聴き、又は実地に調査して、事実の確認をするものとする。

(指導が不適切な教員の認定等)

第5条 委員会は、前条に規定する事実の確認の結果に基づき、第3条の申請に係る教員が、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号に掲げる者のいずれかに該当すると判断したときは、当該教員について法第25条第1項の認定をするものとする。

(1) 教科等に関する専門的な知識、技術等が不足しているため、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する学習指導を適切に行うことができない者

(2) 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者

(3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者

2 委員会は、前項の認定に当たっては、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び本市の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者(以下「有識者等」という。)の意見

を聴かなければならない。

- 3 委員会は、第3条の申請に係る教員のうち精神疾患その他の疾病に起因して第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するおそれがあると認める者については、医師（前項の規定により意見を聴く有識者等が医師である場合にあっては、当該有識者等である医師を除く。）に診断を行わせるものとする。

（指導の改善の程度に関する認定に係る手続）

第6条 委員会は、法第25条第4項の認定に当たっては、当該指導改善研修を受けた者その他の当該指導改善研修の関係者に必要な資料を提出させ、若しくは報告を求め、これらの者の意見を聴き、又は実地に調査して、事実の確認をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「指導改善研修の実施等に」を「この規則の施行に関し」に改め、同条を第7条とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）第1条の規定による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い必要な規定の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則（平成24年教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><b>指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則</b>〔教職員課〕</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月27日 教委規則第15号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「<u>教員</u>」とは、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）<u>の任命に係る</u>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（<u>常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）をいう。</p> <p>2 <u>この規則において「指導が不適切な教員」とは、第5条第1項の認定に係る教員をいう。</u></p> <p><b>【第5条第1項各号へ】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則</b>〔教職員課〕</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月27日 教委規則第15号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2及び同法第25条の3の規定の趣旨に基づき、児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教諭等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、「<u>教諭等</u>」とは、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）<u>が任命する</u>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>）及び講師（<u>再任用職員及び非常勤の講師を除く。</u>）をいう。</p> <p>2 <u>この規則において「指導が不適切な教諭等」とは、精神疾患及びその他の疾病以外の理由により、教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であり、次の各号のいずれかに該当する教諭等をいう。</u></p> <p>(1) <u>教科等に関する専門的知識、技術が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者</u></p>

改正後（案）	現行
<p>3 この規則において「指導改善研修」とは、<u>法第25条第1項に規定する指導改善研修</u>をいう。</p> <p><u>（申請）</u></p> <p>第3条 市立学校（本市が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。）の校長（園長を含む。以下同じ。）は、<u>当該市立学校の教員が、精神疾患その他の疾病以外の理由により、第5条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当すると判断したときは、委員会に対し、同項の認定に係る申請をするものとする。</u></p> <p><u>（事実の確認）</u></p> <p>第4条 委員会は、<u>前条の申請があったときは、当該申請をした校長に必要な資料を提出させ、若しくは報告を求め、当該校長、当該申請に係る教員その他の関係者の意見を聴き、又は実地に調査して、事実の確認をするものとする。</u></p> <p><u>【第5条第2項へ】</u></p> <p><u>【削る】</u></p>	<p>(3) <u>児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者</u></p> <p>3 この規則において「指導改善研修」とは、<u>教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する研修</u>をいう。</p> <p><u>（学校からの申請）</u></p> <p>第3条 熊本市立の小中学校、高等学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の長（（以下「校長等」という。）は、<u>当該学校・園の教諭等が前条第2項各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該教諭等の学習状況等を当該教諭等の意見を付して、当該教諭の指導改善研修の受講を委員会に申請するものとする。</u></p> <p><u>【追加。教特法第25条第6項】</u></p> <p><u>（有識者等）</u></p> <p>第4条 委員会は、<u>前条の規定により申請された教諭等が、指導が不適切な教諭等に該当するか否か及び指導改善研修終了時における指導の改善の程度を判断するに当たり、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者（以下「有識者等」という）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 <u>有識者等は、前項に規定する意見聴取に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>（指導が不適切な教員の認定等）</u></p> <p><u>第5条 委員会は、前条に規定する事実の確認の結果に基づき、第3条の申請に係る教員が、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号に掲げる者のいずれかに該当すると判断したときは、当該教員について法第25条第1項の認定をするものとする。</u></p> <p><u>(1) 教科等に関する専門的な知識、技術等が不足しているため、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する学習指導を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>(2) 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>(3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>【削る。教特法第25条第1項】</u></p> <p><u>【第6条第2項において準用する第5条第2項】</u></p> <p><u>2 委員会は、前項の認定に当たっては、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び本市の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者（以下「有識者等」</u></p>	<p><u>（認定）</u></p> <p><u>第5条 委員会は、有識者等の意見をもとに、当該教諭が指導が不適切な教諭等に該当すると判断した場合には、指導が不適切な教諭等と認定する。</u></p> <p><u>【旧第2条第2項各号から移動】</u></p> <p><u>2 委員会は必要に応じて、第3条の規定により申請を行った校長等に関係資料の提出及び追加報告を求めることができる。この場合において校長等及び当該教諭等の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>3 委員会は、第1項の規定により指導が不適切な教諭等に該当すると認定した当該教諭等に必要の指導改善研修を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 委員会は、当該教諭に係る指導改善研修終了時、当該教諭及び指導改善研修を実施した機関等の意見を付して、指導の改善の程度について有識者等の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>【旧第4条第1項から移動】</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 委員会は、第3条の申請に係る教員のうち精神疾患その他の疾病に起因して第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するおそれがあると認める者については、医師（前項の規定により意見を聴く有識者等が医師である場合にあっては、当該有識者等である医師を除く。）に診断を行わせるものとする。</u></p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>【第5条第3項へ】</u></p> <p><u>【削る。教特法第25条の2】</u></p> <p><u>【削る】</u></p>	<p><u>【旧第6条から移動】</u></p> <p><u>5 有識者等は、前項の改善の程度について、次に掲げる区分により意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度</u></p> <p><u>(2) 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度（指導改善研修を開始した日から延長しても1年6か月を超えない範囲内）</u></p> <p><u>(3) 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度</u></p> <p><u>（医師の意見）</u></p> <p><u>第6条 委員会は、第3条の規定により申請された教諭等について、精神疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認められる場合は、医師（第4条に定める有識者等に医師が就任している場合は、当該医師を除く。）の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>（免職等）</u></p> <p><u>第7条 委員会は、第3条の規定により申請された教諭等が指導が不適切な教諭等に該当し、第5条の規定により指導改善研修を講じたにもかかわらず、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認定した場合は、教育公務員特例法第25条の3の規定により免職その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の決定を行う場合には、委員会は、対象となる教諭等に意見を述べる</u></p>



改正後（案）	現行
<p><u>（指導の改善の程度に関する認定に係る手続）</u></p> <p><u>第6条 委員会は、法第25条第4項の認定に当たっては、当該指導改善研修を受けた者その他の当該指導改善研修の関係者に必要な資料を提出させ、若しくは報告を求め、これらの者の意見を聴き、又は実地に調査して、事実の確認をするものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。</u></p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p><u>機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>【追加。教特法第25条第6項】</u></p> <p><u>【旧第5条第4項から移動】</u></p> <p><u>（プライバシーへの配慮）</u></p> <p><u>第8条 委員会は、対象となる教諭等のプライバシーには十分配慮しなければならない。</u></p> <p><u>（補則）</u></p> <p><u>第9条 この規則に定めるもののほか、指導改善研修の実施等に必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	